

## JAPAN MENSA 基本規約

本規約は、JAPAN MENSA の規約を定め、基本規約とする。

### 1. 名称

本組織の名称は JAPAN MENSA と称する。

### 2. 定義

本規約における「メンサ」とは、Mensa International（以下、MI と記す）、および各国の国別組織（以下本規約において「ナショナルメンサ」と称する。JAPAN MENSA を含む）を指す。

### 3. 内容

JAPAN MENSA は、MI の下部組織として加盟し、MI の目的を遂行するために形成された国別組織の一つである。

### 4. 立場

JAPAN MENSA は非営利団体である。

### 5. 運営

JAPAN MENSA の運営は以下の優先順位に従って行われる。

- (a) 日本の法律
- (b) MI 規約
- (c) 本規約
- (d) その他総会で認証された規約
- (e) 運営委員会で決議された規程
- (f) 分科会（以下、SIG と記す）等で決議された規則

### 6. MI への義務

JAPAN MENSA は、法人格を持たない国際的な組織であるメンサに、その構成するグループとともに加盟している。

JAPAN MENSA は、ナショナルメンサの一つとして、メンサの International Board of Directors（以下、IBD と記す）が定めた方針に従い、収入の一部を Mensa International Limited（以下、MIL と記す）に納めることにより、国際的なメンサの財政を支援する。

### 7. メンサの名称と標章

- (a) JAPAN MENSA は、MI の許可の下、メンサの名称と標章を使用できる。使用にあたっては MI 規約に従わなければならない。
- (b) JAPAN MENSA 会員及び会員が構成員に入っているグループは、JAPAN MENSA 名

称・標章使用規約において認められる場合を除いて、いかなる方法においてもメンサの名称や標章を使用することは出来ない。

## 8. 試験と合否

会員の募集と試験及び合否の判定はメンサの国際規定に基づいて行われる。

## 9. 代表

MI 規約の範囲内で、JAPAN MENSA はメンサの国際的な委員会に代表を送り出す。

## 10. 会計期間

JAPAN MENSA の会計期間は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日迄とする。

## 11. 目的

JAPAN MENSA の目的は以下の通りである。

- (a) 知的才能を認知、育成し、人類の向上に役立てること
- (b) 知性の原理、性質、そしてその適用などを研究することを激励すること
- (c) メンバーのための知的、かつ社会的活動を促進させること

知性は人類のために使われなければならない。故に、メンサは人類の不利になるような目的を持ってはならない。

## 12. 原則

民主主義が原則であり、全ての会員は平等である。

## 13. 意見

JAPAN MENSA は統一見解としての意見を持たず、政治的、宗教的制約もない。各会員はそれぞれの意見を述べることができるが、各自の活動や興味はあくまで個人のものであり、JAPAN MENSA の活動や目的を代表するものではない。

## 14. 活動

JAPAN MENSA は会員間の知的な交流の場を提供する。その活動は講演、討論、出版、SIG、国際会議、国内会議、地方集会、メンサや知性に関する研究への支援など多岐に渡るものである。

## 15. 資格

会員となるためには、以下のうちの一つが必要である。

- (a) 日本在住で、メンサの会員資格を持っているか持っていたことがある人
- (b) 日本在住で、MI によって任命された知能テスト実施者が行った知能テストか、正式に管理、監督された知能テストで同年齢の人口の上位 2% の得点を取った人

## 16. 入会

以下の全てに該当する有資格者は誰でも入会できる。

- (a) メンサから除名処分を受けていないこと
- (b) メンサにおける懲戒処分の対象ではないこと
- (c) 会員名簿担当者に会員情報を申請済みであること

## 17. 退会

会員はいつでも自由に退会できる。

## 18. 正規会員

正規会員とは、メンサ会員としての要件を満たし、全ての義務を果たし、IBD、又はナショナルメンサによって現在処罰を受けていない会員である。

## 19. 金額

会費の額は総会で決める。新たに決まった会費の額は、会員権更新の満期日までに全ての会員に通知する。運営委員会は、会員の事情に応じて会費の一部または全額を免除することができる。

## 20. 有効期限

年会費の有効期限は毎年1月1日から12月31日迄である。年の途中入会者は入会日よりその年の12月31日迄である。

## 21. 会費納入

会員は年会費を納入しなければならない。

- (a) 会費の支払いの通知は会報又はMAILにて行われる。
- (b) 納入期限から1ヶ月経過しても会費が支払われない場合、会員は退会したものとみなされる。この期間は、個々のケースに応じ、委員会によって延長することができる。
- (c) 会費は10年分を上限として、複数年分納入することができる。
- (d) 一度支払われた年会費は返還しない。複数年分納入し、有効期限を1年以上残して退会した場合も同様である。

## 22. 会員の義務

会員の義務は以下の通りである。

- (a) 法律が許す限り、MI規約、JAPAN MENSAの規定を守ること
- (b) 法律が許す限り、総会の決議に従うこと
- (c) 法律が許す限り、JAPAN MENSA 運営委員会の決議に従うこと

## 23. 個人情報

氏名、住所、入会年月日、生年月日など会員の情報は、会員管理担当者によって管理

され、メンサの活動の目的において使用される。各会員は、メンサ内における名簿の公開を認めること。

#### 24. 機密事項

JAPAN MENSA 及び各会員は、特定の会員に関する情報を、本人の許諾を得ずにメンサの外部に漏洩してはならない。

#### 25. 争議の解決

- (a) メンサ内で、あるいはメンサ関連の活動に起因して問題が起きた場合、裁判などに持ち込む前に、会員はまずメンサ内での和解と補償に努めなければならない。それを怠ると、メンサにとっての背信行為とみなされる。
- (b) 運営委員会は、公平かつ偏見のない事情聴取を行った上で、メンサに不都合な行為を行ったとみなされた会員に対して、制裁を課することができる。この制裁には、警告、一時的な会員活動の停止または除籍、永久追放処分が含まれる。

#### 26. 構成

本会の組織は以下の通りである。

- (a) 総会
- (b) 運営委員会
- (c) 代表者
- (d) オンブズマン
- (e) 会計監査
- (f) NSP (National Supervisory Psychologist)
- (g) JAPAN MENSA に必要な委員会

##### 26A. 総会

- (a) 年次総会—年次総会は、会計年度終了後 3 ヶ月以内に、運営委員会によって開催されなければならない。
- (b) 臨時総会—臨時総会は、運営委員会の要請または全会員の 5 分の 1 以上の要請によって開催することができる。
- (c) 通知—少なくとも総会 1 ヶ月前には、総会開催の通知書が全会員に送付され、その通知書には議題が記されていなければならない。
- (d) 総会の通知日を含む月の前月末における正規会員を当該総会の総会員数とする。
- (e) 上記 d 以降の入会者には郵送による通知は行わないが、総会に参加できる。
- (f) 上記 d 以降の入会者は本人参加者のみを総会員数に加算し委任はできない。
- (g) 年次総会の議題—年次総会では以下のことを決議する。
  - (i) 運営委員会によって報告される前年度の活動報告の承認。
  - (ii) 前年度の会計報告の承認。
  - (iii) 前年度に行われた様々な投票結果の承認。
  - (iv) 必要がある場合は、選挙管理委員長の承認。

- (v) 選挙結果が出ている場合は、選挙結果の承認。
- (h) 投票－総会に出席した各会員は、疑問を提起したり投票権を行使することができる。欠席した会員の代わりに 1 票を投じることも可能だが、その場合は総会開始前に委任状を議長に提出する。議長には決定投票権がある（賛否同数の場合は議長の 1 票で決まる）。決議は多数決によって決まる。投票の方法はロバートルールに従って、議長が決定する。
- (i) 有効最低人数－総会の成立に必要な最低出席者数は全会員に対し、委任状出席を含め 4 分の 1 以上の出席を要する。通知した開始時間より 30 分待って有効最低人数に達しなかった場合は、総会を公式に開始しても良い。

## 26B. 運営委員会

- (a) 定員
  - (i) 運営委員会は、前議長と新議長、総務、財務の他に 3～20 人の委員によって構成されるが、前議長以外は全て選挙によって選ばれる。これだけでは人数が不十分な場合は、増員も可能である。
  - (ii) 運営委員会は様々な理由で開催され、運営委員は全員全て参加することができる。
- (b) 選挙
  - (i) 選挙権及び被選挙権は選挙を行う年の 7 月末現在の JAPAN MENSA の正規会員に与えられる。
  - (ii) 選挙は郵便投票で行う。もしくは、以下の条件を満たすことができる場合に限り、電子投票をおこなっても良い。
    - A. 各会員が 1 回のみ投票可能であること。
    - B. 投票者の秘密が保持されること。
  - (iii) 運営委員会のメンバーに立候補するためには、選挙権を有する会員 2 名の推薦が必要である。現運営委員の再選には推薦は必要ない。現議長は、新運営委員会の前議長となるが、他のポジションを兼任できる。
  - (iv) 運営委員会は、選挙を実施するために、現役職者を除く正規会員の中から選挙管理委員長を任命する。
  - (v) 選挙管理委員長は、現役職者を除く若干名の正規会員中で選挙管理委員会を構成する。
  - (vi) 選挙管理委員長は、選挙管理委員会の構成メンバーを 7 月末までに全ての正規会員に公示しなければならない。
  - (vii) 選挙管理委員会の構成メンバーは、立候補してはならない。
  - (viii) 選挙管理委員会は少なくとも 8 月末までに立候補説明を含む選挙の手順と期限について正規会員に通知する。
  - (ix) 1 つのポジションに候補者が 1 人しか立候補しなかった場合は、その候補者が当選となる。正規の手続きを踏んだ全ての候補者の名前は投票用紙に記されて、その時点での正規会員に告知される。
  - (x) 投票用紙は、選挙管理委員会によって、投票期限の 3 週間前まで

に全ての選挙権を有する会員に直接送付されるか、会報に掲載されなければならない。投票用紙には各職務への立候補者名を公示する。

- (xi) 選挙公示書には、選挙管理委員会が抽選で決めた順に、職務と候補者名及び各候補の略歴と公約を定められた字数で明記する。
  - (xii) 投票は、「投票用紙」と明示した封書で選挙管理委員会に送付する手段によって行わなければならない。
  - (xiii) 開票は選挙管理委員会によって行われる。
  - (xiv) 候補者及び候補者の代理人は開票に立会うことができる。
  - (xv) この選挙の投票方法は優先投票法で、同票の場合はコイン投げで決められる。
  - (xvi) 開票の結果は選挙管理委員長によってその場にいる人に遅滞なく発表される。
  - (xvii) 開票の結果は選挙管理委員長によって候補者に遅滞無く通知される。
  - (xviii) 選挙管理委員長は、開票後 2 週間以内に、開票結果と各候補の得票数を、運営委員会に報告しなければならない。
  - (xix) 運営委員会は報告された結果を MI の委員会に報告しなければならない。
  - (xx) 議長、総務、財務及び他の役職に立候補者がいない場合は、開票日までに現運営委員会が会員の中から適切な人を指名する。
  - (xxi) 指名期間が終わった時点で、運営委員会の役職全てを満たすだけの候補者が確保できない場合には、立候補者全員が自動的に当選する。残りのポジションを埋めるために、新運営委員会により年次総会で新たな指名が行われることもある。
- (c) 欠員  
運営委員会に欠員が発生した場合は会員の中より暫定的に欠員補充できる。
- (d) 定足数  
委員会開催の最低定足数は運営委員会の過半数とする。
- (e) 開催間隔  
委員会は、四半期に一度開催される。  
各委員会において、できる限り次回委員会の日時及び場所を決定する。
- (f) 臨時委員会、委員会の予告および議事録の発行タイミング  
臨時委員会は 7 日前に事前通知することによって開催することができる。  
定例委員会の議事日程は少なくとも 10 日前に予告するものとする。  
全ての委員会の議事録は委員会後 3 ヶ月以内に全ての会員に報告する。
- (g) 投票  
運営委員会に出席する各委員は、どのような議題に対しても 1 票の投票権を行使できる。代理は許されない。議長には決定投票権がある。  
規約によって決められた特別な場合を除き、議題採決は本人出席委員の過半

- 数で決まる。投票の方法は議長が決める。
- (h) 任務  
運営委員会の任務は以下の通りである
- (i) 会員の承認
  - (ii) JAPAN MENSA にかかわる事務全般
  - (iii) JAPAN MENSA の運営
  - (iv) 会計年度終了 3 ヶ月以内に年次総会の開催
  - (v) 総会決議の遵守
  - (vi) 年次総会にて前年度の活動報告
  - (vii) 年次総会にて前年度の会計報告
  - (viii) 会員が関係する争議の解決
  - (ix) 運営委員会で解決できない問題が起きた場合の、臨時総会の開催
- (i) 任期  
運営委員の任期は 2 年間であり、選出された年次総会の 2 年後の年次総会までとする。
- (i) 小委員会  
運営委員会は、特定の職務と権限を持った小委員会を設置することができる。小委員会には運営委員会以外の JAPAN MENSA の正規会員を含めることが出来る。議長は、全ての小委員会の一員である。
  - (ii) 解任  
選任された委員は、辞職、逝去、任務の遂行が不可能な時、あるいは総会において発言の機会を与えられた上で 3 分の 2 以上の不信任決議を得た時は解任される。
  - (iii) 準用規約  
運営委員会用の規約があってもよい。
  - (iv) 下記各種規定は、運営委員会が定める  
慶弔規程、旅費規程、経費規程、名称・標章使用規約、入会テスト規約、SIG 規程、WEB 規程、職務規程。
  - (v) 他の規定等がない事柄については、運営委員会がこれを決定する。
- 26C. 代表者  
JAPAN MENSA の代表は会長とし、議長が兼任する。
- 26D. オンブズマン(運営委員会に対する業務監査)
- (a) オンブズマンは、運営委員の選出と同様に、立候補者の中から郵便投票によって選ばれるが、任期は不定である。
  - (b) この職務に関する規則は、JAPAN MENSA 職務分担規則による。
  - (c) オンブズマンは JAPAN MENSA の全会員の協力を得る。オンブズマンへの非協力は、メンサへの背信行為とみなされる。
  - (d) オンブズマンは JAPAN MENSA の正規会員に限る。

## 26E. 会計監査人

- (a) 会計監査人は、運営委員の選出と同様に、立候補者の中から郵便投票によって選ばれ、任期は2年である。
- (b) 会計監査人は、最高3人のメンバーで構成される。
- (c) この職務に関する規則は、JAPAN MENSA 職務分担規則による。
- (d) 会計監査は会計担当者の全面的な協力を得る。会計監査への非協力は、メンサへの背信行為とみなされる。
- (e) 会計監査人は JAPAN MENSA の正規会員に限る。

## 26F. NSP (National Supervisory Psychologist)

- (a) National Supervisory Psychologist (以下 NSP) は、ISP (International Supervisory Psychologist) の認可により決定する。
- (b) NSP の任期は3年間あるいは後継者が任命されるまでとする。
- (c) この職務に関する規約は、JAPAN MENSA 職務分担規則による。
- (d) NSP は JAPAN MENSA の会員である事を要しない。

## 27. 銀行口座

銀行口座は JAPAN MENSA の名前で作らなければならない。口座からの引き出しは財務または議長が行う。

## 28. 会報

運営委員会は電子又は紙による会報を発行する。会報は JAPAN MENSA の情報告知、会員相互のコミュニケーションに使用される。

## 29. グループ

JAPAN MENSA は、同じ地域に住む会員や同じ趣味を持つ会員がグループをつくることを奨励するが、運営委員会に代表者を届け出していないグループはメンサの名前や標章を使用できない。そのようなグループあるいは会員は、メンサとしての活動を行っているとは主張することはできない。

## 30. JAPAN MENSA 本部

JAPAN MENSA の本部は、運営委員会が決定する。

## 31. 規約の改正

- (a) 本規約は、郵便投票の結果改正賛成票が投票数の過半数となり、かつ、その結果が総会において承認されたときに改正することができる。しかし、金銭上の利益を伴う条項、または事業の整理を伴う条項を追加あるいは変更した場合は、日本の税務署に届け出なければならない。
- (b) 改正の提案は、運営委員会によって、または、正規会員の5分の1によって署名された嘆願書を通して行うことができる。
- (c) 本規約は、IBD の規約担当部門に提出され、そこで承認又は IBD による修正後

承認された時点で有効に成立するものとする。

- (d) この規約の改正は、日本の法律と矛盾せず、IBD によって採用された全ての必要事項をも満たしていなければならない。

### 32. 金銭上の利益

メンサの会員はメンサの名を営利目的で使ってはならない。

### 33. 解散

(a) 任意解散

JAPAN MENSA は、解散の是非のために召集された総会において、出席者の 3 分の 2 以上の賛成投票を得た場合解散できる。解散が決定したら、総会は清算人を任命する。余剰財産は MI の管理下におかれる。

(b) 非任意解散

JAPAN MENSA は、IBD によってナショナルメンサとしての地位を取り消された時は、解散しなければならない。その場合、運営委員会は以下の権限と任務がある。

- (i) メンサとして支払うべき金銭の支払い
- (ii) テスト状況及び会員名簿の MIL への移譲
- (iii) 保管書類の MIL への移譲
- (iv) メンサの名前と標章に対する法的権利の MIL への再譲渡
- (v) 全ての JAPAN MENSA の財産の MIL への移譲

### 34. 活動に対する制限

JAPAN MENSA は借金をしない。